高原町地域包括支援センター運営規程

（目的）

第１条　この規程は、高原町が開設する高原町地域包括支援センター（以下「センター」とい

　う。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定めることにより、介護予防支援事業（以下

　「事業」という。）の円滑かつ安定的な推進を図り、もって利用者の立場に立った指定介護予防

　支援の提供に資することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　センターは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができ

　るよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切

　な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものと

　する。

２　センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され

　る指定介護予防サービス等（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条の２第１８項に規定

　する指定介護予防サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及び地

　域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

３　センターは、事業の実施に当たっては、関係市町村、他の指定介護予防支援事業者その他保

　健、医療及び福祉サービス機関と連携を図るものとする。

（センターの名称及び所在地）

第３条　センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　高原町地域包括支援センター

⑵　所在地　西諸県郡高原町大字西麓３６０番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１名

　職員の管理、指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

⑵　担当職員

ア　保健師　１名

イ　介護支援専門員　１名

ウ　社会福祉士　１名

エ　その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員

　指定介護予防支援の業務を行う。

⑶　事務職員　若干名

　庶務、会計等必要な事務を行う。

（運営日及び運営時間）

第５条　センターの運営日及び運営時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると

　認めたときは、この限りでない。

⑴　運営日　月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

　号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の１月３日までを除く。

⑵　運営時間　午前８時30分から午後５時15分まで

（指定介護予防支援の提供方法等）

第６条　指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び

　に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚

　生労働省令第37号）第29条から第31条までの規定により行うものとする。

（利用料の額）

第７条　指定介護予防支援の利用料の額は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関す

　る基準（平18年厚生労働省告示第127号）によるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、高原町全域とする。

（緊急時における対応方法）

第９条　センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生したとき

　は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなけ

　ればならない。

（非常災害時の対応）

第10条　センターは、高原町業務継続計画、高原町地域防災計画等にのっとり、震災、風水害、　火災その他の災害（以下「非常災害」という。）が発生した場合には、災害対応に当たるととも　に、業務が停止することにより利用者を含めた町民の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼ　すことのないよう業務を継続し、非常災害の際も適正な業務の執行を図ることができるよう努め　る。

（虐待の防止に関する事項）

第11条　センターは、利用者の人権の養護及び虐待の防止のため、次に掲げる措置を講じるもの

　とする。

⑴　職員の中から虐待の防止に関する責任者を選任すること。

⑵　虐待の防止のための研修会を職員を対象に実施すること。

⑶　利用者及びその家族からの苦情を処理する体制を整備すること。

⑷　職員に対し、利用者が虐待を受け、又は虐待を受けたことが疑われる場合には、速やかに責任

　者に報告し、町に通報するよう徹底すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、虐待の防止のために必要な措置

（ハラスメントの防止に関する事項）

第12条　センターは、職員の利益の保護及び能率の発揮のため、他の職員又は利用者若しくはそ　の家族等から受けるハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ、並びにハラスメントに起

　因する問題が生じた場合に、適切に対応するよう努める。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置）

第13条　センターは、高原町インフルエンザ等対策行動計画等に従い、適切な衛生管理を実施す　るとともに、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に努める。

（職員の研修）

第14条　センターは、職員の質の向上を図るために、次に掲げる研修の機会を設けるものとする。

⑴　採用時研修

⑵　経験に応じた研修

（秘密の保持）

第15条　センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を

　他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（帳簿の整備）

第16条　センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供に係る記録を整備し、その完結の

　日から２年間保存しなければならない。

２　センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を常に整備しておかなければならない。

（利益享受の禁止等）

第17条　職員は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業所のあっせんをしてはならない。

２　職員は、いかなる場合であっても介護予防サービス事業所等から金品その他の財産上の利益を　受けてはならない。

（補則）

第18条　この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、令和６年４月１日から施行する。